

記 令	者 和	発 7	表 年	資 5	料 月	日 2	日 6
企 業 局	水 道	経 営	課	電 話	022-211-3417	担 当	佐藤、猪俣
復 興	・	危 機 管 理 部	原 子 力 安 全 対 策 課	電 話	022-211-2340	担 当	西山、千葉

宮城県企業局における放射能濃度測定の結果について

宮城県企業局が所管する物質（浄水発生土）に対して放射能濃度測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 測定結果（浄水発生土）

（単位：Bq/kg）

採取年月日	令和7年5月8日、9日、12日	測定年月日	令和7年5月12日	
採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム		
		Cs-134	Cs-137	Cs-134+137
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場（白石市）	不検出 （検出下限値 5 未満）	不検出 （検出下限値 3 未満）	15	15
大崎広域水道 麓山浄水場（加美町）	不検出 （検出下限値 5 未満）	不検出 （検出下限値 4 未満）	8	8
大崎広域水道 中峰浄水場（大和町）	不検出 （検出下限値 4 未満）	不検出 （検出下限値 2 未満）	4	4
仙塩工業用水道 大楯浄水場（仙台市）	不検出 （検出下限値 4 未満）	不検出 （検出下限値 3 未満）	13	13

（注）1 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。
〔記載例〕放射性ヨウ素「不検出（検出下限値 5 未満）」と記載した場合、放射性物質濃度が 5Bq/kg 未満であることを意味します。

2 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

（参考）<https://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、浄水発生土は全て産業廃棄物として処分していますが、100 Bq/kg 以下については再生利用することも可能です。

2 測定機関 宮城県（保健環境センター）

3 その他 過去の測定データについては次のホームページを参照願います。

- ・宮城県企業局 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/housyanouindex.html>
- ・みやぎ原子力情報ステーション <https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>